

告 示

埼玉県告示第二百九十二号

平成二十年埼玉県告示第千六百八十八号（水質の汚濁に係る環境基準の類型を当てはめる水域の指定）の一部を次のように改正する。

平成三十一年三月二十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

告示文中「第十六条第二項」を「第十六条第二項第二号ロ」に改める。

表の備考中「昭和四十六年環境庁告示第五十九号（水質汚濁に係る環境基準について）」を「水質汚濁に係る環境基準について（昭和四十六年環境庁告示第五十九号）」に改める。